平成28年9月27日(火曜日)午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1番(岡野能之君)2番(岡本経治君)3番(濵野良一君)4番(髙橋正博君)5番(木場隆司君)6番(母倉正人君)7番(福本耕太君)8番(山崎勝義君)9番(川本貴也君)10番(井上正清君)11番(佐々木邦久君)12番(濵中幸三君)

- 2、 欠席議員 なし
- 3、 欠員 なし

地方自治法第121条による出席者

長 (三枝邦彦) 町 教 育 長(藤本義則) 事(宮原隆昌) 参 総務課長(鳥井基史) 企 画 課 長(椎木 孝) 税 務 課 長 (笹山恵子) 福 祉 課 長 (中井俊博) 健康増進課長(奥村 忠) 住民環境課長(石床勝則) 建 設 課 長(濵口浩司) 農林水産課長(川本公義) 商工観光課長(宮原正行) 教育総務課長(佐伯浩二) 生涯学習課長(高橋幸光) 水 道 課 長 (川田順也) 出納室課長(木下公明) 総務課副主幹(島原正喜) 総務課係長(山本詳司)

議会事務局職員

議会事務局長(須浪宏和) 書記(三木加奈子)

議事日程 第2号

別紙のとおり

平成28年9月土庄町議会定例会議事日程(第2号)

平成28年9月27日(火曜日)午前9時30分 開議

- 第 1 付託議案について各常任委員会の審査結果報告 (総務建設常任委員会、教育民生常任委員会)
- 第 2 議案第1号 平成28年度土庄町一般会計補正予算(第2号)
- 第 3 議案第2号 平成28年度土庄町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 4 議案第3号 平成28年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 5 議案第4号 平成28年度土庄町大鐸財産区事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 6 議案第5号 平成28年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 7 議案第7号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第 8 議案第8号 土庄町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改 正する条例
- 第 9 議案第9号 土庄町防災行政無線の設置及び管理運用に関する条例の一部を改正 する条例
- 第 10 議案第10号 財産の処分について
- 第 11 議案第11号 財産の取得について
- 第 12 議員の派遣について
- 第 13 閉会中の継続調査申出について
- 第 14 一般質問

開会、開議

○議長(濵中幸三君)

おはようございます。

ただ今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長(濵中幸三君)

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

日程第 1、付託議案について各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。 本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長(濵中幸三君)

総務建設常任委員長 山崎勝義君。

○総務建設常任委員長(山崎勝義君)

議案第1号 平成28年度一般会計補正予算(第2号)の所管部分と議案第2号、第4号の特別会計補正予算について当委員会に付託されました。この案件について、9月23日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について、順次主な内容をご報告申し上げます。

税務課。税務課所管部分について、マイナンバー関連書類の保管庫購入費及 び前納報奨金の補正です。

企画課。企画課所管部分について、職員の出張旅費支給に係るバス回数券の 購入費及び地域活性化支援事業では、地元出身者からのふるさと納税寄附金を 財源とする屋形崎の夕陽の丘展望施設整備に係る補助金 200 万円の補正です。

総務課。総務課所管部分について、総務事務費88万5千円は、小・中・高校生の四国大会、全国大会への出場機会が増加したため、スポーツ振興奨励補助金を増額補正します。防災行政無線管理事業98万3千円及び地域情報化事業29万2千円は、北浦公民館移転に伴う防災行政無線及びネットワークの移転費用です。非常備消防事務費30万円は、消防団員用の耐切創性手袋、消火栓補修部品の購入費です。消防団施設維持管理費20万円は、豊島分団の操法大会出場に係る練習場所の照明施設修繕費です。土庄分団屯所建設事業1150万8千円は、既存のエアコン移設費用及び杭工事と備蓄倉庫建築費用です。

農林水産課。農林水産課所管部分について、農業委員会事務費27万5千円は、農地台帳システム入力のための臨時職員の賃金です。農業振興団体助成事業50

万円は、白ごまの製品化等を研究し、製品をふるさと納税の返礼品やイベント商品に活用する費用です。有害鳥獣被害防止対策事業 51 万 1 千円は、農道石積の応急修繕と鳥獣捕獲数の増加による埋立処分委託料などの補正です。また、侵入防止用のワイヤーメッシュ柵について資材支給から間接補助に変更します。オリーブ生産拡大総合支援事業 30 万 2 千円は、防風対策に係る補助です。ICTまち・ひと・しごと創生推進事業 909 万 2 千円は、国庫補助金を財源として、有害鳥獣捕獲ワナ監視通報システムを設置し、わな設置者の負担軽減を図る事業です。県営土地改良事業 197 万 5 千円は、県営中山間総合整備事業の事業費確定による負担金の増額です。単県小規模ため池防災対策事業 100 万円は、馬越地区にある渕の 1 号池を埋め立てる事業です。漁港維持管理費 20 万円は、沖ノ島漁港物揚場に転落事故対策として梯子を設置します。単県漁港改良事業 580 万 1 千円は、小部漁港の水門整備及び沖ノ島漁港浮桟橋の係留チェーン交換費用です。委員から、沖ノ島漁港転落防止策について質問があり、執行部から今年度と来年度の 2 か年で対策したいとの回答がありました。

議案第4号 大鐸財産区事業特別会計補正予算は、ヒノキ搬出地の測量委託料 14万1千円と隣接地ケヤキ複層林の間伐計画前倒しに係る切り捨て間伐委託料 13万7千円の補正です。

商工観光課。商工観光課所管部分について、観光事務費 109 万 6 千円は、イベント用消耗品の購入費及び重岩山頂付近の落下防止柵修繕費です。小豆島とのしょう観光協会負担金 42 万 8 千円は、石の絵手紙の PR 行事「小豆島石の絵手紙ロードを巡る旅」に係る負担金です。肥土山農村歌舞伎保存会補助金 34 万 3 千円は、さぬき歌舞伎まつりへの出演に係る経費を補助します。瀬戸内国際芸術祭事業 855 万 6 千円は、アートノショーターミナルのトイレを修繕し、オストメイト対応とする経費、会期終了後の展示作品公開に係る作品調整管理費用、イベント開催や豊島島内バスの運行に係る瀬戸内国際芸術祭実行委員会への負担金です。そうめんシンポジウム事業 70 万 1 千円は、瀬戸内国際芸術祭 2016 関連イベント「小豆島そうめんシンポジウム」を島内外に周知するそうめんウィークの運営経費です。小豆島とのしょう町ふるさと応援大使事業 18 万 7 千円は、応援大使の活動に係る費用です。

建設課。建設課所管部分について、2項道路橋りょう費では、町道5路線の舗装修繕として290万円、町道2路線の道路改良、防犯街灯12か所の設置費として995万円を計上しています。河川費59万4千円は、東条川の堆積物除去を行います。港湾費のうち207万4千円は、土庄港港務所前の急速充電器の修繕費用です。都市計画費316万1千円は、大開ポンプ場の水中ポンプ及び東内浜ポンプ場マンホールの修繕を行います。公共土木施設災害復旧費181万6千円は、6月の大雨により被災した道路・河川等の復旧費です。

水道課。水道課所管部分について、議案第2号 土庄町簡易水道事業特別会計は、歳出として豊島簡易水道統合工事の見直しによる1192万5千円の減額及び家浦浄水場の急速ろ過機の故障修繕工事による1189万5千円の増額です。現在、家浦浄水場は、3基のうち1基故障のため、2基で運転している状態とのことです。歳入として豊島簡易水道統合事業に係る国庫補助金及び県補助金の内示による減額と簡易水道事業債及び繰越金の増額です。

以上、総務建設常任委員会へ付託されました案件について審査した結果、全 ての案件について原案のとおり可決すべきものと決しました。報告を終わりま す。

○議長(濵中幸三君)

教育民生常任委員長 佐々木邦久君。

○教育民生常任委員長(佐々木邦久君)

議案第1号 平成28年度一般会計補正予算(第2号)の所管部分と議案第3号、第5号の特別会計補正予算について、当委員会に付託されました。この案件について、9月23日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について順次主な内容をご報告申し上げます。

住民環境課。住民環境課所管部分について、環境衛生費 9 万 2 千円は犬捕獲箱の購入費です。斎場管理費 253 万円は、担当職員の退職に伴い、全面委託するための費用です。塵芥処理費 99 万 7 千円は、一般廃棄物新処分場の土地鑑定評価の費用です。し尿処理費 53 万 2 千円は、御影浄苑職員の退職に伴い、当初臨時職員を予定していましたが、嘱託職員を雇用したことについての増額です。

委員から、土地鑑定評価委託料の基準について質問があり、執行部から評価額により鑑定料の基準があるとの回答がありました。また、斎場運営委託料の根拠について質問があり、執行部から、当初、委託業者から一部委託と全部委託の見積もりを徴している。今後、斎場の稼働状況によって業者と交渉していくとの回答がありました。

福祉課。福祉課所管部分について、議案第1号 一般会計では、社会福祉費41万1千円は、国保特別会計への電算委託料及び保健指導事業関係の繰出金です。 未熟児養育医療費支給事業47万6千円は、対象者増加による給付費の増額です。

議案第3号 国民健康保険事業特別会計では、一般管理事業79万4千円は、 国保広域化に向けたシステム改修費、賦課徴収事業39万4千円は、国保税基盤 安定化負担金算出に係るプログラム開発等の経費です。

議案第5号 介護保険事業特別会計では、被保険者の所得更正によって生じた 介護保険料の還付金21万3千円と前年度の事業費確定に伴う国庫負担金などの 返還金5444万6千円の補正です。 健康増進課。健康増進課所管部分について、保健衛生費の予防費 88 万 5 千円は、法律改正により、B 型肝炎予防接種が定期接種に追加されたことに伴う増額です。平成 28 年 4 月以降に出生した乳児を対象に、1 歳まで 3 回接種するとのことです。診療所費のうち土庄中央病院企業団負担金 5554 万 6 千円は、土庄町から企業団に身分移管した職員の 6 月賞与に係る負担分及び医師住宅建設の計画変更に伴う負担分の補正です。診療所整備事業 743 万 1 千円は、旧土庄中央病院改修工事に既存のレントゲン機器を活用するための高圧受電設備工事などが追加となり、委託料及び工事請負費を増額補正するものです。歳入では、財産収入として旧土庄中央病院の医療機器などの売払収入を補正するとの説明がありました。

議案第3号国民健康保険事業特別会計では、保健指導事業10万7千円は、健診などの結果、血圧が高めの方や腎機能が低下している方の割合が高い状況がみられることから、減塩に特化した健康教室を開催する経費です。委員から、減塩チャレンジ教室の対象者数について質問があり、執行部から約200人が対象であるとの回答がありました。

教育総務課。教育総務課所管部分について、保育所維持管理費 131 万 1 千円は、愛の園保育所の園児増加に伴う食器類の購入費と、子育て支援センターの空き室の改修費用です。教育総務事務費 11 万 5 千円は、教職員健康診断を教職員数の減少により、滝宮総合病院から小豆島中央病院に変更する健診費用です。ALT 事業 37 万 6 千円は、外国人講師の異動に伴う旅費及び研修費用の負担金です。小学校教育振興事業 1080 万円は、池西正輝教育振興基金を活用した小学生の校外活動に対する補助金と、この度の寄附金を基金に積み立てします。中学校教育振興事業 100 万円は、笠井寛こどもスポーツ交流基金を活用して、土庄中学校柔道部が東京都港区へ訪問し、交流試合などに参加する費用です。幼稚園費 80 万 9 千円は、渕崎幼稚園の遊戯室棟が使用できなくなったため、旧図書館の 1 室を臨時的に遊戯室として使用するための改修費用です。委員から、子育て支援センターの改修内容について質問があり、執行部から、床の補修、空調工事などで、雨天時などの利用を予定しているとの回答がありました。

生涯学習課。生涯学習課所管部分について、文化財保護事業 31 万 6 千円は、肥土山農村歌舞伎舞台の修繕に係る補助金です。公民館運営事業 65 万 7 千円は、臨時職員の配置転換に伴う賃金の補正です。図書館費では、香川県図書館協会補助金を財源とする研修事業と小豆島ライオンズクラブの寄附金を財源とする図書購入費の補正です。小豆島尾崎放哉記念館運営事業 15 万 7 千円の減額は、職員の退職に伴い、受付業務をシルバー人材センターへ委託するものです。保健体育推進事業 135 万円は、総合型地域スポーツクラブ設立に向けた準備会の設置、運営に係る費用です。体育施設維持管理費 16 万 8 千円は、高見山多目的

グラウンドの施設修繕費用です。委員から、放哉記念館運営に対して寄せられた来館者の声について速やかな対応を求める意見があり、執行部から、状況を詳しく確認した上で対応したいとの回答がありました。

以上、教育民生常任委員会へ付託されました案件について審査した結果、全 ての案件について原案のとおり可決すべきものと決しました。報告を終わりま す。

○議長(濵中幸三君)

これをもちまして、各常任委員会の審査結果報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長(濵中幸三君)

これより各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。 総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。 質疑のある方はご発言願います。

(発言者なし)

○議長 (濵中幸三君)

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、 これをもって終了いたします。

○議長(濵中幸三君)

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。 質疑のある方はご発言願います。

(発言者なし)

○議長(濵中幸三君)

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、 これをもって終了いたします。

討論、採決(議案第1号~議案第5号、議案第7号~議案第11号)

○議長(濵中幸三君)

日程第 2、議案第 1 号 平成 28 年度土庄町一般会計補正予算(第 2 号)について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長(濵中幸三君)

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長(濵中幸三君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 1 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濵中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(濵中幸三君)

日程第3、議案第2号 平成28年度土庄町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長(濵中幸三君)

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長(濵中幸三君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濵中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(濵中幸三君)

日程第 4、議案第 3 号 平成 28 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予 算(第 1 号)について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長(濵中幸三君)

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長(濵中幸三君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濵中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(濵中幸三君)

日程第 5、議案第 4 号 平成 28 年度土庄町大鐸財産区事業特別会計補正予算 (第 1 号) について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長(濵中幸三君)

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長(濵中幸三君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 4 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濵中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(濵中幸三君)

日程第6、議案第5号 平成28年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算(第1号) について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長(濵中幸三君)

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長(濵中幸三君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濵中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(濵中幸三君)

日程第7、議案第7号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について討論を 行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長(濵中幸三君)

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長(濵中幸三君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濵中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(濵中幸三君)

日程第8、議案第8号 土庄町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長(濵中幸三君)

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長(濵中幸三君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濵中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(濵中幸三君)

日程第9、議案第9号 土庄町防災行政無線の設置及び管理運用に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長(濵中幸三君)

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長(濵中幸三君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濵中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(濵中幸三君)

日程第10、議案第10号 財産の処分について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長(濵中幸三君)

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長(濵中幸三君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第10号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濵中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(濵中幸三君)

日程第 11、議案第 11 号 財産の取得について討論を行います。 本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長(濵中幸三君)

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長(濵中幸三君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第11号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濵中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議員の派遣

○議長(濵中幸三君)

日程第12、議員の派遣についてを議題といたします。

本定例会閉会中に、議員の派遣についての申出書が提出されております。詳細については、印刷配布のとおりであります。

議員の派遣については、土庄町議会会議規則第126条の規定により議会の議 決を経ることになっております。

お諮りいたします。お手元に配布しておりますとおり議員を派遣することについてご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濵中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員を派遣することに決しました。

閉会中の継続調査申出

○議長(濵中幸三君)

日程第13、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第74条の規定により、各委員会の委員長から、お手元に 配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(濵中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

一般質問

○議長(濵中幸三君)

日程第14、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

- ○議長(濵中幸三君)
 - 4番 髙橋正博君。
- ○4番(髙橋正博君)

4番、髙橋正博でございます。ただ今から、一般質問をさせていただきたいと 思います。

1つ目は、小豆島霊場八十八ヶ所遺産と遍路道の日本遺産登録についてであります。内容としましては、かつて、小豆島霊場八十八ヶ所・遍路道につきましては、ピーク時には30万人の遍路さんが訪れていたと聞いております。その当時の土庄町における経済波及効果は、計り知れないものがあったようにも思われます。時代の変化とともに、今では訪れる人の数が10分の1にまで減少しており、3万人弱ぐらいじゃないかなというふうにも言われております。ここで問題なのは、土庄町の経済においても大きな打撃になっているんじゃないかというふうに考えられます。ここで、お寺にとっても檀家さんの高齢化、また、人口減少による先の見えない状況であるようにも、最近お伺いしております。土庄町にあるお寺さんにつきましては、歴史的にも古く、国宝級の文化財とか天然記念物をたくさん有しておるというふうにも聞いており、土庄町の財産でありますそういうものを日本遺産に登録を目指してはどうかというふうに私は考えております。

これから歩むべき道として、各お寺さんが島外の企業さんにもご協力いただいて、「ふるさと納税企業版」というふうなものをお願いして、そのふるさと納

税を基金として土庄町に財団法人を設立して、この日本遺産登録を目指しては どうかというふうにも考えております。財団法人の人材とお寺に代わって収益 事業とボランティア活動を行って、収益をまたそのお寺に還元できるというよ うなシステムの構築ができればなというふうにも思います。今後、また観光遍 路を増加させることによって、土庄町の雇用と地域経済の活性化を図っていき たいなというふうに思っております。町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長(濵中幸三君)

商工観光課長 宮原正行君。

○商工観光課長(宮原正行君)

髙橋議員のご質問にお答えいたします。

小豆島の観光客数は、昭和 48 年の 154 万人をピークに、ここ数年は 105 万人から 110 万人程度で推移しております。平成 27 年度の参拝者の宿泊者数は、約1万4千人で、宿泊数全体の約4%程度でございます。参拝客数を取り戻すには、今後どのように誘客していくか、小豆島霊場会をはじめ、両町、小豆島観光協会などで検討すべきであると思います。

ご提案のありました日本遺産は、文化庁が地域の歴史的魅力や特色を通じてわが国の文化・伝統を語るストーリーを設定し、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形・無形のさまざまな文化財群を総合的に活用する取り組みを支援するために創設されたもので、誘客の起爆剤として非常に魅力的な制度でございます。しかし、認定の要件は、単に地域の歴史や文化財の価値を解説するだけのものではなく、パッケージ化した文化財群を一体的に PR するものでなくてはなりません。つまり、「小豆島八十八ヶ所霊場」のみを取り上げるのではなく、点在する地域資源を「面」として活用・発信する必要がございます。また、平成 27 年 4 月には「四国八十八箇所霊場と遍路道」はすでに日本遺産として登録されましたので、同じような内容での登録は現実的には厳しいものがございます。

当町では、日本遺産の申請を小豆島町と共同で、平成26年度には「今もなお、現役の文化財~木桶が醸す小豆島の醤油」、また、平成27年度には「小豆島の近世食産業と文化~塩・醤油・素麺・農村歌舞伎~」というタイトルで提出いたしましたが、残念ながら認定には至っておりません。認定申請は、年に1回、文化庁が都道府県を通じて募集しております。今後の「小豆島八十八ヶ所霊場」の日本遺産申請については、関係機関などと協議しながら、観光遍路増客に向けての取り組みについて検討し、かけがえのない地域の共通遺産として、未来に伝えていくためにも、より多角的な視点で考えていく必要がございます。

次に、企業版ふるさと納税をもとに事業の収入を寺院に還元するというシステムというご提案ですが、まず、ふるさと納税は各市町に入る寄附金であり、

その収益を寺院のみに還元するという方法は、制度上は難しいと考えております。しかし、今後、町といたしましては、財団法人も含め「小豆島八十八ヶ所霊場」をはじめとする地域資源を一体的に情報発信し、活用できるような地域の歴史や文化、システムづくりについて研究してまいりたいと考えております。

○議長(濵中幸三君)

髙橋正博君。

○4番(髙橋正博君)

日本遺産登録につきましては、大変よく分かりました。ここで最後の財団法人の設立につきましてでありますが、小豆島町には映画村、オリーブ公園、ふるさと村というふうに 3 つの財団法人が設立されておるというふうに聞いており、収益もかなり上げて、町財政の一役を担っているんじゃないかというふうにも聞いております。土庄町で早くこの財団法人を設立するべきじゃないかと思っておりますので、いつ頃までにやるか、町長にお尋ねしたいと思います。

○議長(濵中幸三君)

三枝町長。

○町長 (三枝邦彦君)

髙橋議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

基本的には、委員会でもお話は少しさせていただきましたけど、小豆島、また、土庄が元気になるっていうのは、経済をどんどん活性させていかないと難しいなと。当然 1 次産業から最近は 6 次産業化ということも言われております。そんな中で、小豆島町さんは 3 つあります。土庄は、今のところゼロでございますので、財団法人を立ち上げて、地域の活性化という部分はですね、一つはやっぱり働く場もいりますし、実際には今の小豆島の流れでいくと島外から来た方がここでお金を落としていただけるということ、それから地場産業をいろいろ 1 次産業も含めてですけど、地場産業が発展し、それを全国また全世界の方が買っていただく、この 2 つが一番大きい要素かなと思っております。

そんな中で、まず、働く場も当然必要ですし、子育ての方にも入ってこようと思いますが、そういった子育てしやすい環境づくりも当然いります。そんな整った段階で財団法人というのが当然必要になってくると思いますので、財団法人はできれば年内12月に皆さんにご提案し、来年度以降にできたらなという考えを持っております。そんな中で、一番大きい問題はまず雇用の場、それから、移住者も結構おりますので、移住の方、それから子育ての方、元気なお年寄りもおりますから、そういった方の働く場の提供というのが一番大きい命題になってくるのかなと思っておりますので、そういう場の提供ができたらと思っております。ただ、民間事業者とはあまりバッティングしないということは当然大前提ですから、そういったのをバッティングしないようにしたいなと思

っています。

一つだけですね、地方創生の企業版のことだけ少しだけ。企業版と言ってお りましたが、これは非常に難しいです。まず、各市町村で事業の企画立案を、 まず上げます。それを上げましたら、上げると同時か、ちょっと前後するんで すけど、法人企業の1社以上です、1社以上の企業がその寄附に賛同しますって いうのが大前提になります。その大前提をいただいた中で地域再生計画の作成 認定申請を内閣府の方に出します。内閣府の方でそれを審査し、それが認定さ れましたら、公表していただきます。それをまたこちらの方に「認定事業者の 公表をしましたよ」というので土庄町の方に返ってきて、それを次は、事業の 実施、事業費の確定を町の方で策定し、実際に企業の方に出します。で、企業 が「そうですよね」というので、何千万か分かりませんけど、その寄附をいた だきます。いただいて事業費の範囲内でまた今度、領収書を発行して、今度、 納税の手続きを踏むということで、結局、企業が 1 社以上でそういった方が賛 同してくれないといけないというのと、内閣府に認定していただかないと難し いので、たぶんこれは非常にハードルが高いのかなと思っておりますので、た だ、ハードル高いだけではいけませんから、その辺りも勉強して企業版もでき たらと思っております。よろしくお願いします。

○議長(濵中幸三君)

髙橋正博君。

○4番(髙橋正博君)

よく分かりました。ふるさと納税につきましては、個人のふるさと納税がありますので、それをどんどん活用していけたらなというふうに思います。これで1つ目の質問は終わります。

次に、2 つ目の質問でありますが、中小零細企業の振興についてであります。 全国では、中小零細企業が全体の 99.7%、常用雇用者数も含めて全体の 52.7% を占めております。企業数からみても雇用者数からみても、中小零細企業は、 わが国、また、香川県の経済・産業を支える重要な役割を担っておるというふ うに思います。

現在、香川県中小企業家同友会の方では、中小企業や市民などが借り手にとって円滑な資金供給が行われるよう、地域経済に優しい金融システムを目指す「金融アセスメント法制定を求める意見書」の採択運動を展開しておるところであります。香川県議会をはじめ、県下 21 議会で採択されておりますように、経営環境の改善運動に積極的に取り組んでおるところであります。その後、産業政策における中小企業政策を従来の「補完的役割」から「産業政策の柱」として位置付けることが重要であるという認識から、「中小企業憲章」というものが平成 22 年に閣議決定されております。これを受けて全国の同友会の方では、

「中小企業憲章」の勉強に取り掛かり、各地区において、中小企業政策をまちづくりの柱として捉え、中小企業振興条例の制定に向け、努力を重ねておるところであるというふうに聞いております。

日本経済は緩やかな回復基調にあるものの、地域間では、まだ景況感がばらつきがあり、地方の方はまだまだ景気回復したというふうな兆しが見えておりません。地域経済を支える中小企業の活力を発揮させることが今後重要であるというふうにも思います。構造的な不況の中、懸命な自助努力、経営改善を進めているものの、多くの中小企業は売り上げも利益も減少し、事業を通して雇用の確保などの面で十分に地域貢献できていないのが現状であるようにも思います。中小企業が元気になってこそ土庄町の経済が立ち直り、税収も増え、雇用の増大に繋がるものと考えております。

そこで、私は、土庄町の経済を活性化させるために、土庄町中小企業振興基本条例の制定を考えてみてはどうかと考えております。本町にも制度融資とか商工会への補助金、また零細企業向けの施策を実施しておるとは聞いておりますが、この施策を実施する上でも、この条例が基本になるのではないかと思っておりますので、町長のお考えをお聞きいたしたいと思います。以上です。

○議長(濵中幸三君)

商工観光課長 宮原正行君。

○商工観光課長(宮原正行君)

髙橋議員の2点目のご質問にお答えいたします。

現在、わが国全体で中小企業が約381万社存在いたしますが、その約85%が従業員20人以下のいわゆる小規模企業に分類されます。小規模企業は、地域の経済や雇用を支える存在として重要な役割を果たしているにもかかわらず、資金や人材等の経営資源の確保が特に困難であることが多いといった状況にあり、髙橋議員がご指摘のように、中小企業が元気になってこそ、町の経済が立ち直り、税収増加・雇用の増加に繋がるという考え方は重要であると認識しております。

平成 25 年 6 月に、小規模企業活性化法が成立・公布され、国においては小規模企業に焦点を当てた中小企業政策の再構築を図り、小規模企業の事業活動の活性化を推進する方針を示しております。現時点で、県内においては、香川県及び高松市をはじめとする 5 市で中小企業振興条例や産業振興条例を制定し、振興施策の基本理念や基本方針を規定しております。

本町の中小企業振興施策といたしましては、先ほども言われましたが、土庄町商工観光業振興条例に基づき、土庄町商工会に対し、補助金を交付しております。また、土庄町中小企業融資条例に基づき、中小企業者を対象とする融資を実施しております。中小企業振興を目的とする新たな条例制定につきまして

は、これら既存条例との整合性の検討、中小企業にとって本質的にどのような 利点があるのかなども踏まえ、総合的に判断していく必要があると考えており ます。

- ○議長(濵中幸三君) 髙橋正博君。
- ○4番(髙橋正博君)

よく分かりました。香川県内で 5 市では制定されておるというふうに聞いておりますので、町で一番に土庄町が制定できればなというふうに思いますので、今後検討をよろしくお願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

- ○議長(濵中幸三君)
 - 6番 母倉正人君。
- ○6番(母倉正人君)

今から質問をまたしたいと思います。まず、最初に瀬戸内国際芸術祭夏会期は県下で40万人の入場者を迎え入れ、成功裏に終了しました。土庄町内でも林舜龍さんの「国境を超えて・潮」などがメディアに何回も取り上げられ、9月5日の知事会見での話題になるなど大きな盛り上りを見せました。県実行委員会はもとより、町執行部、地元での運営に尽力された方々に敬意を表したいと思います。

さて、今回の一般質問でありますが、県道嶮岨山線、これは大部から寒霞渓への県道の道であります。その件と幼保再編に関連して、まちづくりのビジョン、グランドデザイン関係 1 件を質問したいと思います。いずれも大きな方向付けについて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

まず最初に、1件目でありますが、県道嶮岨山線の強化、充実についてであります。大部地区は、町役場を中心とする町の中心市街地から陸路によれば最も遠い地区であり、地質地形等の点からも土砂災害等の起きやすい地域であります。7月末に行われた小豆島土砂災害 40 周年行事では、知事をはじめ、多くの関係者が集い、小豆島に特有の土砂災害への備えについても決意を新たにしました。この 51 災当時、大部地区は土庄町内でも最も顕著な被害を受けました。発生時には、現在の県道土庄福田線が寸断され、交通不能となりましたが、県道嶮岨山線が生きており、発生直後にはこれに頼って救援物資活動が展開されました。この事例に代表されるように、大部地区にとって嶮岨山線は土庄福田線のバイパス機能を果たすとともに、大部日生航路からの入込客が寒霞渓へと向かう観光道路として、秋のシーズンを中心に賑わいを見せております。最も

重要な道路でございます。

しかし、急峻な地形からカーブが多く、一部には開設当時のまま幅員の十分でない箇所が数多くあります。ヘアピンカーブと幅員の狭い箇所は、そのまま道路の脆弱性へとつながっております。車の大型化が進んでいる現在、大部地区あるいは小豆島全体における県道嶮岨山線の価値をもう一度見直し、拡幅やカーブの改良などを積極的に進め、路線全体の強化充実を図るべきと考えております。この点について町長さんのご意見をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長 (濵中幸三君)
 - 建設課長 濱口浩司君。
- ○建設課長(濱口浩司君)

母倉議員さんのご質問にお答えいたします。

県道嶮岨山線は、大部地区と寒霞渓を結ぶ約 8.6km の県道であります。これからの秋の行楽時季には、多くの観光客が岡山県の日生港より大部港にフェリーで訪れ、大部港から寒霞渓へ向け、マイカー及びバスにて通行いたします。香川県では、その沿線の地形条件から斜面の防災対策が必要な箇所などが点在していることから、安全で円滑な通行の確保を目的として優先順位が高い箇所において防災工事などを実施しております。今後とも引き続き、優先度の高い箇所より、防災対策工事を重点的に、地元の協力を得つつ事業推進を進めると聞いております。

土庄町としましては、県道でありますので、香川県並びに地元の方々とともに事業推進に努め、観光道路としてはもとより、バイパス機能を果たす道路として、安全で円滑な通行の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長(濵中幸三君)

母倉正人君。

○6番(母倉正人君)

今のお答え、大変ありがとうございました。またよろしくお願いします。

それで 2 件目でございますが、幼保再編とまちづくりのグランドデザインについてお尋ねしたいと思います。公共施設の内容と配置は、町全体の姿や住民生活の在り方に大きく影響する重大なことであります。病院と高校の池田地区への集約がその好例であると思います。わが町では、教育施設に関して、ここ数年で進められた土庄中学校新校舎、土庄小学校、豊島小中学校の発足などを踏まえて、執行部においては、現在、土庄幼稚園・渕崎幼稚園・愛の園保育所の3園を幼保連携型認定こども園に再編し、施設は新しく建設するとの方針で、鋭意取り組み中とのことです。

3 園を廃して認定こども園にまとめることは、現実に即応する方針として理解

できます。財政状況が許せば施設を新築することも、より良い教育・保育を提供するために必要なことだと思っております。ただ、冒頭に述べたように、公共施設の内容と配置は、町全体の姿や住民生活の在り方に大きく影響すると思います。内容は認定こども園として大枠ではありますが、指針があるようです。配置については執行部において、候補地を何か良い所を想定し、教育・保育の観点から検討を進めているようです。

そこで、お聞きしたいのは、認定こども園の配置について、どのような機関で、どのような手順で、いつ頃を目途に絞り込み、決定しようとするのか。また、それらを進めていく上で欠かせないと思われるまちづくりのグランドデザイン、まちづくりのビジョンとか全体方針をわが町の執行部は持っているのか。もし、現在持っていないとすれば、どのような機関で、どのような手順で、いつ頃を目途に策定しようと考えているのか。あるいは、そういった全体のビジョンやグランドデザインは不要と考えているのか。こういった第2次幼保再編協議会、その施設再編部会の活動範囲をはるかに超えるものと思われる。これらの点について、教育長、町長さんの所信をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長 (濵中幸三君)
 - 教育総務課長 佐伯浩二君。
- ○教育総務課長(佐伯浩二君)

失礼します。それでは、母倉議員のご質問にお答えいたします。

現在、教育委員会では幼稚園・保育所の在り方について、6月より土庄町第2次幼保再編協議会を立ち上げ、協議を進めております。また、その中でも建設候補地をまず検討するために、施設再編部会を設置し、現在まで 5 回の部会を開催いたしました。部会の中では、建設候補地だけでなく、認定こども園への移行の有無について、また土庄幼稚園・渕崎幼稚園・愛の園保育所の統合についてのご意見も同時に保護者にお聞きしております。今後は、部会での意見がまとまり次第、幼保再編協議会で結果をもう一度審議して、保護者と園の意見をとりまとめた上で、建設候補地に係るその土地の関係者の方々との協議に移りたいと考えております。この協議につきましては、一応年内を目途にこの候補地を決定できたらなと考えております。

また、一方、幼児教育の町全体としてのグランドデザインについてですが、 まず土庄・渕崎地区を中心とした地域については、新設認定こども園と私立の 土庄保育園で相互に連携しながら、保育サービスを提供する形を考えておりま す。また、それ以外の大鐸、北浦、大部、四海、豊島地区については、それぞ れの地区の保育所、幼稚園等、幼児園も含めてですが、その地域の幼児を保育 する形を考えております。 いずれにせよ、今後は年少人口も減少していくことから、効率良く利便性の高い施設で、保護者に対し、いかに多くのサービスを提供できるかが今後の課題と考えておりますので、ご協力の方よろしくお願いいたします。以上でございます。

- ○議長(濵中幸三君) 母倉正人君。
- ○6番(母倉正人君)

大変よく分かる内容の説明、ありがとうございました。今後とも、特に3 園につきましては、今後の良き子どもたちの教育といいますか、よろしくお願いしたいというふうに思っています。よろしくお願いします。以上です。ありがとうございました。

休憩

○議長(濵中幸三君)暫時休憩いたします。再開は10時40分を予定しております。

休 憩 午前 10 時 32 分 再 開 午前 10 時 40 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長(濵中幸三君)

再開いたします。

○議長(濵中幸三君)

11番 佐々木邦久君。

○11番(佐々木邦久君)

11 番、佐々木です。2 点質問いたします。まず1番目でございますが、鳥獣被害対策を郡で一本化できないかということについて、具体的に問いたいと思います。点で書いております、平成27年度の小豆両町でのイノシシ、シカ、サル、ヌートリアの捕獲頭数がそれぞれ何頭ですか。また、平成28年度鳥獣被害対策事業において両町で異なる事業の内容はどういう内容ですか。お願いします。

○議長(濵中幸三君)

農林水産課長 川本公義君。

○農林水産課長(川本公義君)

失礼します。そうしたら、佐々木議員のご質問にお答えいたします。

1点目の平成27年度の小豆両町でのイノシシ、シカ、サル、ヌートリアの捕獲頭数はそれぞれ何頭かということにつきましては、27年度の有害鳥獣捕獲によるイノシシの捕獲数は、土庄町が331頭、小豆島町が569頭、合計900頭でございました。ニホンジカは、土庄町が385頭、小豆島町が681頭、合計1,066頭でございました。ニホンザルは、土庄町が34頭、小豆島町が141頭、合計175頭でした。ヌートリアは、土庄町が103頭、小豆島町が31頭、合計134頭の捕獲実績がありまして、各捕獲数は年々増加している状態でございます。

2点目の平成28年度鳥獣被害対策において両町で異なる事業内容については、 土庄町の鳥獣被害対策事業は、「獣害に強い地域づくり」の推進と有害鳥獣捕獲 の二本柱としております。しかしながら、小豆島町の鳥獣被害対策は、地域づ くり事業をあまり展開していないことから両町で事業の進め方に差が出てきて おります。小豆島町は、鳥獣被害防止対策講習会等を開催しない代わりに、一 個人を対象に、国費や県費補助事業の採択要件を満たさない孤立農地等への侵 入防止柵の資材相当額の2分の1を助成する単独の荒廃地対策事業があります。 以上でございます。

○議長(濵中幸三君) 佐々木邦久君。

○11番(佐々木邦久君)

今、去年1年間で獲った量がざっとして2,200~2,300。これだけが今、農業に被害を与えてございます。私の地区も2年間で20人の捕獲の人が頑張ってくれて、約500頭獲っております。こういう中で今、これは全国過疎地で起こっ

ておる状況一緒かと思いますが、まだうちの場合、クマが出てきてないだけ助かっておるかなという気持ちもします。ただ、私個人が仕事を辞めてから、カラスから全て被害を受けた分を捕まえていって、その分の数からいいますと、相当な数になってきております。

どっちが何かいうことは言えませんが、やっぱり今の状態で被害を受けた人でなければ、この痛みは分からんなと。それを行政の人が一生懸命頑張ってくれておるんだと。また、それに全体が今、取り組んで、うちの地区も農業者だけではもう対応できません。そういうことで今は自治会が乗り出してきて、電気柵の管理費用とかいろいろみてくれるようになりましたが、今の状態の中で2番目に出しております内容もきちんと数字のところが見えておりませんが、私が今考えておるのは、確かに捕獲して殺していくということも大事だし、この分の内容で担当課長に調べてもらってはないかと思いますけど、捕獲と射殺、この分に対する助成いいますか、これが本人たちは言いませんが、他の人から言われるのは、両町の差があるんでないのかということなんで、これを1点間きたいと思います。

○議長(濵中幸三君)

川本公義君。

○農林水産課長(川本公義君)

佐々木議員の再質問にお答えいたします。

小豆島町においては、捕獲奨励事業で刺しとめ、鳥獣にとどめを刺す行為については、1頭当たり3千円を刺しとめした者に町単独の予算により支給しております。土庄町においては、現在の国の補助金による捕獲奨励制度においては、制度設計上、刺しとめにかかる費用はこれに包括されるということから、捕獲奨励金の中でこれを支給することにしております。以上です。

○議長(濵中幸三君)

佐々木邦久君。

○11番(佐々木邦久君)

ちょっと今の質問では答えが分かりにくかったんですが、両町の違いがある そうなんで、今のその捕獲した人が土庄はいくら、小豆島町はいくら、そうい うのは分かりますか。

○議長(濵中幸三君)

川本公義君。

○農林水産課長 (川本公義君)

小豆島町におきましては、捕獲者にですね、成獣であれば 1 万円、幼獣であれば 5 千円を支給しているそうです。それで、刺しとめした方に 3 千円、町単独の費用でいっております。先ほども私の方から説明しました分なんですが、

国の補助金制度によりましたら、もうそれは、わなによる捕獲は、設置場所の 選定、事前の餌付け、わなの設置、エサによる誘導、捕獲開始、捕獲、刺しと め、埋設処分、継続して捕獲または、移動の段階であるのを捕獲行為としまし て国の方が補助を出している状況でございます。

○議長(濵中幸三君) 佐々木邦久君。

○11番(佐々木邦久君)

要するに、土庄は 1 万円の中で、私が聞いておるのは捕獲者が 5 千円、鉄砲で撃つ人が 5 千円というようなことを聞いておりますし、小豆島町は捕獲した人が 1 万円、鉄砲で撃った人が 3 千円ということを聞いておりますが、間違いないですか。

○議長 (濵中幸三君)

川本公義君。

○農林水産課長 (川本公義君)

議員おっしゃるとおりですね、小豆島町の方は、国庫補助の方の先ほど私の方が言いました、幼獣と成獣の金額が多少違いますけど、5 千円、1 万円、それに小豆島町の方は3 千円が別に付くと。土庄町の方につきましては、幼獣5 千円、成獣1 万円、それを捕獲者と刺しとめ者に、それぞれ2 分の1 で分配しております。以上です。

○議長(濵中幸三君) 佐々木邦久君。

○11番(佐々木邦久君)

よく分かりました。全体の内容で違いはあろうかと思いますが、我々の敵であるこの獣ですが、この分は住所がありません。現実に今年なんかも、今、私

肥土山でございますが、苗手という一番大きな田んぼ、今までは来てなかったんですが、今、イノシシが来て相当荒らしております。やっぱり、こういう状態がいろいろ話を聞きますと、伝法川を上から降りてくるんやと。ちょうどあの辺が中山地区との境になっておりますし、こういうような状態からみますと、それぞれの地区、それぞれの所で頑張ってやっていくということは大事なんですが、1つ提案したいのは、今の状態、小豆島の中は行政は2か所ありますが、全体の観光とか全ての面は1か所で取り組みやっていただきたいなというような気持ちが強うございまして、広域の事務組合で今の問題を出そうと思ってたんです。そうしたら、業務内容の中に入ってないんでということで、一般質問を取り下げました。

大事なのはやっぱり、これだけ人口が減ってきて皆で守らないかん小豆島を、

それぞれの行政区域で守ったところで、なかなか 100%の答えは出てこんかと思うんです。そういうような内容で今度、広域の事務組合でも条例を変えてでもやってくれということを言おうと考えておりますが、何につきましても、「おらが、おらが」では、ちょっと今やっていけん状態になってきているんかなというような感じを受けておりますんで、特に、担当課長のところで十分両町が話をした上で、あんまり一般住民、ましてや捕獲者等が「ちょっと違うな」というようなことのないようなところを検討してもらいたいと思います。

続きまして、2点目の問題でございますが、これは町長にお伺いします。

ここへ書いておりますように、以前、この前の教育民生常任委員会で、前の 副町長によると、灘山は今の採石場跡地を次の次の一般廃棄物処理施設用地と して残しておくということでありましたが、条件的に 5 年間で仕上げないかん ということで、今執行部は、新しい用地を検討しておるということでございま すが、一つ入手した資料について見ますと、今の状態を弁護士に相談して、次 の状態で裁判等の話も聞いておりますが、今このような内容がどういうもので あるか私には分からんのです。ということは、教育民生常任委員会で、今新し い所を見つけておりますけど、その分の内容について検討しております。その 間、灘山は次の次に置いておくというようなことで走っておろうかと思います が、こういうように弁護士に相談して、今の状態を展開をしていくというよう なところは、どこで話を決めて、どこでこういう状態になったのか。特に今、 テレビ等で出ております豊洲市場、東京、こういうようなところで一番問題は、 誰がどこでしたかということをきちんと明確にしていかなければいかんかと思 うんで、今の状態の中では、ぜひ町長にお伺いしたいのは、今、その裁判等の 話を聞いておりますが、弁護士が中に入って動いておる作業はどういう作業か、 お伺いしたいと思います。

○議長(濵中幸三君)

三枝町長。

○三枝町長(三枝邦彦君)

佐々木議員さんの質問にお答えしますが、委員会でご説明したとおりでございまして、まず、副町長につきましては、土庄町土地開発公社の理事長という要職でありました。そういう中で、次の次の候補地ということだったと思います。今現在においては、その今まで言われてた5年前の話ですから、その5年前にさかのぼり、今言われた豊洲市場の話じゃないんですけども、誰がどのようにどうなったかということも含めて、弁護士さん、それから今の土庄町開発公社の理事さん等々と今、協議している最中です。裁判の話も出ましたけど、それも含めてですね、今、協議しているということを聞いておりますので、今後執行部としてそういったことも見守りながら、また、状況を聞き、皆さん方

にお示しできると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長(濵中幸三君) 佐々木邦久君。

○11番(佐々木邦久君)

今の町長の答弁でよく分かったんですが、私も前回のときに、もう 5 年、6 年になりますか、ちょうど灘山を購入するというのが臨時議会のときに賛成し た 1 人でございます。その時点、昔にひっくり返して、もの言うのはいかんか と思いますが、そのときは 50 年でも 100 年でも埋められると。そういうような 状態の中で 2 億円というお金を出して、あの土地を購入したと。その購入した のは町でなしに、急ぐからということで開発公社が買ったというところまでは 聞いておるんですが、今となってどうにもならんような場所にしてしもうたと。 当然、ある業者が、今そのベンチカットをやっていただいておったら、そこで 作業はできるんかと思いますが、今の状態では全然動きもございません。こう いう中で、今、開発公社の話も出ましたが、この問題をどういう方向で町長は 片付けていくといいますか、取り組んでいかれるんか。やっぱり、自分が考え ておりますのは、相手があることでございます。その相手というものは、今ひ とつ残しておる問題、エンジェルロードの民有地の問題も残っておろうかと思 います。こういうところと相対していろんなところで裁判に持ち込むとしたら、 相当不利な場所も出てくるんではないかというように私は感じておりますが、 今から後、町長があの山を、灘山をどういう形で整理をしていくか。それで整 理した場合は、今度新しい所もたぶん15年で行き詰まるんだと思いますが、そ の後の30年先にどういう形をしていくのか。この辺の考えをお伺いしたいと思 います。よろしくお願いします。

○議長(濵中幸三君)

三枝町長。

○三枝町長(三枝邦彦君)

再質問にお答えしますけれども、今現在は、土庄町土地開発公社の名義です。 土庄町の名義ではありません。そんな中で、土庄町土地開発公社の理事の皆さんと弁護士さんと今、話をしております。今現在、これからどうするのという話なんですけども、あの土地を。土庄町の名義に変える前に、土地開発公社としてはどうするかというのが、まず先に残っております。その後、土庄町として引き取るか、引き取らないかという話も出てこようと思います。今後ですね、今新しい場所を選定して、ごみ、し尿の場所も2か所のどちらかにしようという話も今、浮上しておりますけども、それも15年で終わるかも分かりません。ただ、小豆島町さんと一緒になってできることは、やらんといかんかなと。場所についてもこの15年でそこの場所になります。ただ、小豆島町の方で10万 ㎡以上入るような所があれば、そっちに一緒に乗っかっていく。逆に土庄町でそういう場所があれば、また変わってこようと思いますので、その辺りも含めてこの 15 年とか 30 年先の話は、今後、選定場所によってはだいぶ大きく変わってくるのかなと思っています。

今のその灘山の跡地については、まだ土地開発公社の名義なので、そちらの方でまず、話がついてからの話になると思いますから、まだ 2~3 年かかるかなと思っております。以上です。

○議長(濵中幸三君)

佐々木邦久君。

○11番(佐々木邦久君)

今、町長が言われました両町で当初はやっていくというようなことでございましたが、そういうことでなしに、両町が今、それぞれでその期間が間に合わんから自分の場所を探さんかというような内容で動いておると聞いておりますし、今、開発公社が持っておる分を今、2・3年でけりをつけたいというような話を今、聞きました。たぶん最終的には、議会への話が出てこようかと思いますが、そのときに、もし議会で「町が買うのはいかんぞ」と、これは、もし出てきた場合に、どういう考えを持っておられるんですか。

○議長(濵中幸三君)

三枝町長。

○三枝町長(三枝邦彦君)

5年前にどういう話になったかと申しますと、土庄町の方から、「ぜひ、そういう土地がいるから、土地開発公社さん、悪いけど買っていただけますか」という話で来てますから、最終的には町の責任があるのかなとは思ってます、最終的には。ただ、今からの話については、弁護士さんと土地開発公社の理事の皆さんで、どういったことをやっていけば一番いいのかということを今、協議していただいている最中なので、僕も中に入っておりませんが、その辺りは、また、聞き、また皆さんにもご報告できるのかなと思っております。

○議長(濵中幸三君)

佐々木邦久君。

○11番(佐々木邦久君)

今の状態からいきますと、開発公社の理事の今、理事会というんですか、そこで話がまとまったら対応していくという理解でいいんでしょうか。

○議長(濵中幸三君)

三枝町長。

○三枝町長(三枝邦彦君

そういうことでお願いしたいと思います。

○議長(濵中幸三君)

佐々木邦久君。

○11番(佐々木邦久君)

分かりました。今、一番重要な部署が開発公社ということになってこようか と思いますが、ぜひ、きちんとした整理の仕方をお願いしたいと思います。以 上で質問を終わります。

○議長(濵中幸三君)

1番 岡野能之君。

○1番(岡野能之君)

1番、岡野です。1点質問いたします。平成27年12月定例会で質問した認知 症高齢者の徘徊事故防止の取り組みについて質問します。

まず、四国新聞平成28年9月5日の記事によると、厚生労働省は認知症の人が行方不明者になるケースに対応するため、2017年度から都道府県単位で広域の見守りを強化することを決めた。警察庁統計では、認知症の行方不明者は、2015年に12,208人で、3年連続で1万人を超えている。厚生労働省は、これまで市町村に対し、認知症高齢者の連絡先を登録できるシステムの構築や、行方不明者になった人を捜す市民参加の模擬訓練、ボランティアによる自宅訪問などの事業に補助金を出してきたが、自治体間で取り組みに差があったと記しています。

また、他地域での取り組みでは、福岡県大牟田市や北海道釧路市のように近隣市町村を含めた広域の SOS ネットワークをつくっている例があり、香川県内では、坂出市の坂出市地域包括支援センターでの坂出市まいこまいこ(徘徊)高齢者おかえり支援事業として、行方不明者、高齢者の捜索手続きを市民総ぐるみで行うもので、高齢者の家族などにより警察へ行方不明届が出された場合、その情報を受けた市は、電子メールであらかじめ、市で登録してあるお帰り支援サポーター等に情報配信をし、ネットワーク化された地域での見守りにより多くの目撃情報を集め、早期発見に繋げるシステムです。また、高松市も徘徊高齢者家族支援サービスを開始し、在宅の認知症高齢者が行方不明になった場合に、人工衛星の測位技術を利用し、その居場所を家族等に伝え、家族が安心して介護できる環境を提供するサービスを受けるための費用の一部を助成しています。

12 月議会での答弁では、平成 24 年度に立ち上げられた土庄町徘徊あんしんネットワークを小豆島徘徊あんしんネットワークにするための協議や未実施地域での徘徊模擬訓練の実施、現在実施している「スッキリはっきり教室」の継続、防犯カメラの増台が挙げられていたが、それらの進捗状況はどうなってい

るのか。私が提案した、各港、フェリー会社との連携、携帯電話を利用した情報発信については、その後どのように取り組んでいるのか。

また、消防団の行方不明者捜索手順の中にも、携帯電話、SNS 等の活用を検討すれば、捜索の早さが増すと思われます。現在の進捗状況をお知らせください。

○議長(濵中幸三君)

健康增進課長 奥村忠君。

○健康増進課長(奥村忠君)

岡野議員のご質問にお答えいたします。

議員の皆様のご承知のとおり、土庄町では、平成24年度に、自分が、また家族が認知症になっても安心して徘徊できる町を目指して、土庄町徘徊あんしんネットワークを立ち上げ、地域や各種団体の皆様のご協力をいただきながら、地区単位での徘徊模擬訓練を重ねてまいっております。今年度につきましては、北浦地区での徘徊模擬訓練の実施を現在、計画をいたしております。

議員ご質問の昨年 12 月以降の取り組み状況ですけれども、まず、土庄町で構築されております土庄町徘徊あんしんネットワークのシステムを小豆島全体に広げるべく、小豆島町の担当部局との協議を重ねているところですが、まだ広域化の実現には至っておりません。

それから、フェリー会社等の公共交通機関との連携状況ですけれども、現在、小豆島フェリー(株)、瀬戸内観光汽船(株)、小豆島交通(株)、小豆島オリーブバス(株)に土庄町徘徊あんしんネットワークのシステムにご参加いただいております。

町といたしましては、これまで進めてきました認知症に対する理解と認識を深めていただくことで、徘徊している人への気づきの目を養っていただく、それから、気がかりな高齢者に声掛けができるような、そういう講演会や地域の説明会を今後も継続していくとともに、議員がおっしゃられておりました高松市や坂出市で導入されておりますメール配信システム等につきましても研究を進めて、さらなるネットワークの拡充に向けた取り組みにより、安心・安全なまちづくりに努めてまいりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長(濵中幸三君)

岡野能之君。

○1番(岡野能之君)

町の取り組みについては理解いたしました。携帯電話、インターネット等の 普及率を考えてみると、情報配信の仕方の幅が広がっていると思われるので、 早急に取り組んでいただきたいと思います。

また、12月議会での町長の答弁では、予防として高齢者に対しての勉強、ま

た食事について考え、防止に繋げる予防法の構築、それから行方不明者発見に繋がる方法としては小豆島町と連携し、ネットワークを広げ、早期発見に繋げる連絡の取り方のシステムづくりの構築を行いたいとのご返答でしたが、町長の今のお考えをお答えください。

○議長(濵中幸三君) 三枝町長。

○町長(三枝邦彦君)

12 月議会と一緒でございまして、当然、島一つで土庄の人が小豆島町の方へ行く場合もありますから、当然、向こうの方の力も借りないと分からないという点があります。そんな中で、一緒になってやっていくべきかなと思っています。今後、先ほどお話にも出たと思うんですけど、徘徊あんしんネットワーク協力機関ということですね、機関も今、29 の機関がありますし、そういったのも活用し、一緒になってやるべきかなと思っています。

○議長(濵中幸三君) 岡野能之君。

○1番(岡野能之君)

すいません、先ほどの質問の中に、消防団の行方不明者の捜索手順の中にも、 情報配信のシステムを活用すればというところですけれども、それらについて はどう思われるでしょうか。

○議長 (濵中幸三君)

総務課長 鳥井基史君。

○総務課長(鳥井基史君)

それでは、消防団の行方不明関係につきましては、私の方から答弁させていただきたいと思います。平成 27 年 12 月定例会の一般質問の中におきまして、消防団の行方不明者捜索手順の中にも携帯電話、SNS の活用を検討すれば捜索の速さが増すとのご指摘をいただいたところでございます。

まずもって、岡野議員におかれましては、日頃、消防団員として町民の安全、 安心で暮らせるまちづくりのためにご尽力いただいておりますことに感謝申し 上げます。

それで、近年のインターネットの普及から、行方不明者の情報の拡散といいますか、情報の提供依頼を行うには、おっしゃるとおり、SNS を利用するのも一つの方法であるとは思っております。一方で、SNS によっては、拡散するための情報を制限しなければならないことも多くございます。例えば、ツイッターの場合は、爆発的な拡散力があるものの、文字制限、140 文字以内という制限がございます。そういう制限があって、十分な情報を書き込むことができなかったり、フェイスブックの場合には、長文投稿は可能でございますが、多くの

情報を書き込めますが、多くの友達申請をして投稿を見てもらう人たちを増やすなどの制約があります。またどちらにも共通して言えますことは、インターネット上にフルネーム、また関連情報をさらすことによるリスク、これは、例えば、その情報がどのような形で将来扱われることが予測はできません。そういった面、またトラブルに巻き込まれる可能性もございます。そういったリスクを伴いますので、SNSによる捜索の効果の事例は十分承知いたしておりますが、今申し上げましたリスクの発生も考慮に入れまして、今後、関係団体とも十分協議しながら検討に検討を重ねたいと考えております。以上です。

○議長(濵中幸三君)

岡野能之君。

○1番(岡野能之君)

SNS 等の使用については、よくテレビで危険状況、拡散のやり方によっては被害を被るというようなことも見ておりますので、各団体等と協議しながら、使い方、それから、逆にメール配信のシステムというところを構築して、消防の小豆のメール配信システムがあると思いますので、そこらへんの活用も考えていただきたいと思います。いかんせん、行方不明者に対して、また、高齢者に対しては、できるだけ早く捜索して見つけてあげる方が家族にとっても安心できますし、家族の心配、それから地域、それから消防団への協力体制をみてみると、とても家族にとっては重荷になると思いますので、できるだけ早く見つけられる方法を今後も進めていってほしいと思います。私の質問は以上です。

○議長(濵中幸三君)

8番 山崎勝義君。

○8番(山崎勝義君)

8番、山崎です。質問を行いますので、明快な回答をお願いいたします。

渕崎幼稚園の旧図書館使用についてですが、渕崎幼稚園の耐震診断の結果、昭和 46 年建築の園舎が危険であるため、年少(3 歳児)教室、職員室、遊戯室の園児の使用を今年 4 月より禁止しているのに、耐震化できていない旧図書館を使用するのは、どういうことで使用するんですか。

○議長(濵中幸三君)

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長(佐伯浩二君)

それでは、山崎議員のご質問にお答えいたします。

渕崎幼稚園については、議員ご指摘のとおり、今年 4 月からは平屋園舎部分は耐震性がないため使用を禁止しており、園児・保護者には大変ご迷惑をおかけしているところです。また、預かり保育を行っている旧図書館については、

耐震診断をしていないため、耐震性を確認しないまま使用を継続していること は事実です。

今後においては、認定こども園が開園した際には、預かり保育を他の施設に移すことが考えられますが、それまでは代替施設がなく、現状のままに使用せざるを得ないのが現状です。預かり保育は、保護者にとっては、なくてはならない就労支援のサービスです。園児の安全性には変えることはできませんが、実施場所がない理由で預かり保育を廃止することも難しいと考えますので、やむを得ない措置として、何卒ご理解の方よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長(濵中幸三君)

山崎勝義君。

○8番(山崎勝義君)

園児は使用を禁止している昭和 46 年建築の園舎ですけれども、今、職員は管理棟的に使用しております。お茶を沸かし、牛乳の搬入、職員のロッカー、休憩室、それと用務員室として使用しておりますが、職員の使用は耐震化ができていなくても、なぜ許されるんでしょうか。

○議長(濵中幸三君)

藤本教育長。

○教育長 (藤本義則君)

山崎議員の再質問にお答えさせていただきます。

子どもたちの安全のために当然耐震化をしなければならないところでございますが、子どもたちはいざというときに、やはり幼いですから、自分の力で逃げる力は弱いところがございます。しかし、教職員の方はいざというときには、なんとか自分の危険は回避できる力はあろうかと思いますので、教職員の方のお茶を沸かす用務員室等については、子どもを入れない状態で使用という形でお願いをしております。以上でございます。

○議長(濵中幸三君)

山崎勝義君。

○8番(山崎勝義君)

大人さんは逃げる力があるからよろしいと、教育委員会はそういうふうな言い方をしているんですけど、幼稚園の先生方は、旧図書館の 1 室を今現在使われていない遊戯室の代わりに使う予定にしているということです。旧小学校体育館は、夜間は大人が使用するために、大量の大型積み木を保管する場所がないため、やはり隣接する旧図書館の床の張り替え、クーラーの取り替えだけでなく、園児の安心・安全のために耐震化して使用すると、今耐震診断もできてないという話ですけれども、耐震化して使用することを、担当課として園児た

ちに危険であっても、このまま使用させるつもりか、それを聞きたいと思います。

○議長 (濵中幸三君)

藤本教育長。

○教育長 (藤本義則君)

山崎議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

子どもたちが幼稚園で生活をする訳でございますが、1日の大半の方は、耐震ができた園舎の方で使用しております。預りの方につきましては、議員ご承知のとおり、だいたい2時ないし2時半から4時・5時頃までという形の短時間でございます。短時間だからいいという訳ではございませんが、そういう現状にあるのはご承知いただきたいと思います。

子どもたちの遊戯室については、議員ご指摘のとおり使えないということで、 渕崎小学校の体育館を使っていただきたいということを渕崎幼稚園の方にお話 をしておりますが、現実的には雨天の場合とかいろんなところで不便を生じて おるところでございます。そういうことで、すぐ近くにあります旧図書館の 1 階、これはちょうど雨天の場合とか渕崎小学校の体育館が使えないときあたり は、すぐ近くでありますので、それなりのスペースがありますので、ぜひ使っ ていただきたいと、こんなふうに思っております。

なお、耐震診断をしたらいいというお話はよく分かります。ただ、この施設が将来的に活用の見通しが立たないという現状の中で、耐震診断をするのはいかがなものかと、こういうふうに今考えております。こういう例は、旧土庄小学校、旧渕崎小学校、旧四海小学校ございますけれども、それぞれ耐震診断はしないという形で今まで教育行政を進めてまいりました。以上でございます。

○議長(濵中幸三君)

山崎勝義君。

○8番(山崎勝義君)

要するに、耐震診断はしない、耐震化はしないと。危険であっても使うという話のようですけれども、この旧図書館の 1 室を床の張り替えとかクーラーの取り替えとかする予定にしておるようですけれども、僕が言うのは、幼稚園の園児に大変迷惑がかかっている。狭いから迷惑がかかって、旧図書館を使うなと、僕は使ってはいかんとは言いません。使うのはかまいませんけれども、子どもの安心・安全のために耐震化して使ったらどうですかと。あくまでも、僕は耐震化をして使えと、安心・安全のために。また、父兄もやっぱり安心できるんじゃないかな、耐震化したら。少々の金を教育委員会が削らなくても、未来を担う子どものために少々の金を町が使っても、耐震化したらどうですか。

○議長(濵中幸三君)

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長(佐伯浩二君)

山崎議員のご意見はもっともですが、将来的にはこども園の建設というのを控えております。こども園につきましては、今現在の予定としては 31 年 4 月開園というのを目標にいっておりますが、耐震化というふうになりますと、耐震診断をまず行い、翌年度に耐震補強をし、その計算でいきますと、こども園ができるまでに実質使うのは 1 年ぐらいになろうかなと思っております。そういう面から、使う期間も少ない。耐震化すればいいんでしょうけども、費用負担も考えますと、やはり、これはベストな状態ではもちろんなくて、やむを得ない事情ということをぜひご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長(濵中幸三君)

山崎勝義君。

○8番(山崎勝義君)

どんなにしても「使用期間も少ないからせん」と言い張っているんですけれども、高知沖の南海地震、和歌山・三重県沖の東南海地震、近い将来 30 年以内に大震災を起こして津波の大きなのが来るというようなこと、小豆島では 6 強の地震があるんじゃなかろうかという、地震専門家が言っておりますけども、言い始めてもう 10 年ぐらいになります。いつ地震が起こるか分かりません。そのために、それでは耐震化するも何もないというのであれば、昨年耐震診断した遊戯室と今の管理棟になっている所 2 棟ですけれども、この耐震診断できてるんだったら、これに対する耐震化をして、今の子どもに使用させていない所を耐震化するんだったら簡単でしょう。何でと言ったら、僕も園舎も見てきたけれども、園舎は確かに古いけれども、屋根はトタン・瓦棒で、軽い軽いトタン・瓦棒で、耐震化するのは簡単だと思うので、それだったら、旧図書館が耐震化できんのだったら、昨年まで使っていた、これはいかんという所を耐震化したらどうですか。それだったら、すぐにできると思う。課長、どうですか。

○議長(濵中幸三君)

佐伯浩二君。

○教育総務課長(佐伯浩二君)

失礼します。渕崎幼稚園の平屋園舎につきましては、確かに耐震診断は行いまして、それに伴いまして耐震補強計画が付いておりますが、それは具体的な細かな積算ではありません。つまり、耐震補強をするには、もう一度耐震補強の設計からしなければいけないと。設計をし、その後に補強にかかるということになりますので、旧図書館を耐震補強するのと同じだけの日数といいますか、期間はかかると思います。つまり、設計をし、翌年度に耐震補強すると、やはりこども園開園までには1年ぐらいの使用期間にしかならないのかなというよ

うには思っております。以上です。

○議長(濵中幸三君) 山崎勝義君。

○8番(山崎勝義君)

何を言ってもああいう、こういう理屈を付けて言うけれども、それだったら、 両方に耐震診断もせん、耐震化もせんと言うんだったら、今の遊戯室を使った らどうですか。どうして使わんのですか。お互い、両方が悪いんだったら、ど うして使わんのですか。やっぱり、旧図書館は鉄筋コンクリートでできてるか ら、あっちの方が安全なんですか。そういう見解ですか。

○議長(濵中幸三君)

佐伯浩二君。

○教育総務課長(佐伯浩二君)

旧図書館につきましては、耐震ができていないというのではなくて、耐震性があるかないかの耐震診断をしていないので、あるかも分からないし、ないかも分からないというレベルですが、渕崎幼稚園の平屋園舎につきましては、耐震性はないと診断ではっきりしておりますので、そういう意味から遊戯室は使っていないということです。

○議長(濵中幸三君) 山崎勝義君。

○8番(山崎勝義君)

もう、これはどんなに言っても議論になりませんね。一つも回答がない。町長に一つ聞きますけれども、未来を担う子どもたちの安心・安全のために、町として今、教育委員会がのらりくらりと一切回答を出してないけども、町長として、こういう態度をどう思うか。ちょっと、回答してください。

○議長(濵中幸三君)

三枝町長。

○町長(三枝邦彦君)

それでは、山崎議員の質問にお答えします。

とりあえず、預り保育でございます。そんな中で、今のらりくらりと言われておりますけども、どうしても山崎議員のおっしゃるように、耐震化してなかったら使ったらあかんというのであれば、例えば土庄小学校の跡地もありますし、いいんですけど、ただ預りですから、やっぱり近くになかったらいかんという、たぶん話だと思います。ただ、少し遠くてもいいんだったら、耐震化できている土庄小学校の空いている所もありますから、別にそれはいいんですけど、そういったいろんな流れの中で使わざるを得んという話だと思います。

今後、もう少し教育委員会とも協議は詰めますけども、PTA の皆さんとも詰

めたいと思います。それをみながら、また、お話をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長(濵中幸三君) 山崎勝義君。

○8番(山崎勝義君)

町長がいろいろ相談をして善処するということなんですけれども、僕が言っているのは、預り保育、2階が小学生、1階が幼稚園で今してるんですけど、今度床の張り替えとかするのは、今の大型の積み木なんかを体育館に持って行ってすることはできんと。体育館では保管することもできんと。夜間に大人が使うからできないので、そのための教室を1つ作るので、預りしているのは、今1階と2階。僕が最初に議員になったときにも、かなりいろいろ追及したんだけども、そのときもうまくいかなかったんですけども、私は私なりに考えてみますけども、町長は町長で教育委員会と父兄とちゃんと話をして、きちんとした結論を出してもらいたいと思います。以上です。

○議長(濵中幸三君)

5番 木場隆司君。

○5番 (木場隆司君)

5番、木場でございます。私の方からは、1点鳥獣害対策の取り組みについて ご質問をしたいと思います。

昨年 12 月の定例会でも一般質問をしましたけれども、現在それぞれの集落では、被害が年々増加しており、農作物の被害にとどまらず、家庭菜園や時には、日常生活にも脅威を感じるほどに生息数は年々倍増の勢いであります。わなの捕獲や銃による駆除とともに、早急に対策を講じなければ、手に負えない状態が予測されます。

特に、銃による捕獲が難しいイノシシについてお尋ねいたします。イノシシは、ちょっと調べてみますと、発情期は12月~1月で、妊娠期間が4か月、だいたい春に4~5頭平均で出産するそうであります。繁殖機能を有するのは生後1年半程度すれば、大人になるということであります。また、野生のイノシシの寿命はだいたい6~10年とありますが、現在の生息数の数値を100とした場合、3年後の数値はいくらになるのか。27年度にイノシシの捕獲は、小豆島全体で900頭捕獲したとありますけども、今現在の生息数ははっきり分かりませんけども、100として仮定の数字を置いた場合、3年後には、今言いました数字を元にしましたら、だいたい何頭になるのかということが、お尋ねしたい点であります。マイナス要因としては捕獲、駆除、それから自然死がありますけども、プラスの要因としては繁殖による増加であります。繁殖抑制の方法には、いろい

ろな意見があるが、取り組みはできないのか、お尋ねいたします。以上でございます。

○議長(濵中幸三君)

農林水産課長 川本公義君。

○農林水産課長 (川本公義君)

木場議員のご質問にお答えいたします。

土庄町においては、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシ等鳥獣による農作物被害は、平成25年度の3355万6千円を頂点にして減少傾向にはありますが、議員おっしゃるとおり、鳥獣の生息域が住民の生活している傍まで拡大していることから、農業被害額の減少と住民感情とのかい離が生じていると考えております。

イノシシの生態につきましては、国や大学等の研究機関において調査研究が 進んでおる状態ですが、いまだに地域での生息数の把握はできない状況でござ います。

議員のご質問の生息数を 100 としたときの 3 年後の生息数につきましては、香川県特定鳥獣等個体群管理推進事業の受託先である(株)野生鳥獣対策連携センターの専務に聞いたところ、集落周辺に生息し、住民が鳥獣被害対策を何もしない状況でのイノシシの増加率は、年間 3 割を超えると推定されているということです。イノシシの増加率を仮に年間 3 割とすれば、生息数が 100 としたとき、3 年後の生息数は 220 となり、2 倍増になります。また、9 年後には 1,060となり約 10 倍、20 年後には 19,000余りで概ね 20 倍となります。

専務によりますと、幼生期のイノシシ、通称ウリ坊は非常に死亡率が高く、エサがなければ、生まれた幼獣の大半が成獣になることはないとされております。しかしながら、増加する耕作放棄地、侵入防止柵がない畑や家庭菜園は、格好のイノシシの餌場であり、エサが豊富であることから、生まれた幼獣のほぼ全てが成獣に成長することになります。これを減少させるためには、捕獲をする一方で「獣害に強い地域づくり」を強力に推し進めることなど、地域住民全体での鳥獣被害対策が重要になります。

また、鳥獣捕獲については、わなによる有害鳥獣捕獲従事者数が平成 22 年度 末には 20 名であったものが、今年度 28 年度当初には 86 名と大幅に増加してお ります。

イノシシの繁殖抑制については、各方面に問い合わせしましたが、確立した方法はなく、土庄町としましては、増加要因の除去を「地域づくり」によって、減少要因としての鳥獣捕獲を積極的に推進してまいります。以上です。

○議長(濵中幸三君)

木場隆司君。

○5番(木場隆司君)

まず、課長の今の回答の中で被害がピーク時の 3350 万円ですか、徐々に減っているという話がありました。私も去年の正月まで自治会長をしていて、その被害調査をやった訳ですけれども、勤めていた当時も農協でもやりました。結局、被害が減っているのではなく、書いても何にも意味がないといって、数字的には減っているんじゃないか。実際は、被害は増えておると私は思っております。

それから、現在の生息数を 100 とした場合に、3 年後には 220 になる、約倍の上になる。たぶんそういう回答が返ってくるのを期待しておりました。ごく最近まで、蚊とかハエとか虻等の夏場の害虫被害として、発生原因のボウフラの湧く生活排水等の汚水のたまった所に薬剤を散布しておりました。これは、町の方から薬剤をいただいて、散布して発生源を絶つという取り組みをしておりました。とにかく、元を絶たなければだめということを実践したと思います。

そこで、対策がないということですけれども、まず、先ほど言いましたマイナス要因よりプラス要因の増殖をどうするかと。なんぼ獲っても、片方が増えたら、何にもならん。900 頭獲ったって、増えるのが 2,000 頭増えていたら、900 頭獲っても 1,000 頭ずつ増えていかないかんというようなことになっているはずなんです。これは日本中がそうだと思うんです。

こんな点からしまして、土庄町だけで取り組むことは無理かも分かりませんけども、1 つの方法としては、薬品による繁殖抑制対策。経口、口から入れる薬剤のエサで効果のある薬剤の開発等が考えられると思います。量と成分のコントロールによるホルモンの抑制、それから排卵の抑制、発情の抑制、悪い言葉では産まれた胎児の発育不全、いろいろなことがあります。また、黄体ホルモンの増減、肝臓・心臓とかそういうようなものに対して影響のあるような臓器の機能障害を起こさせるような薬の発明とか。そういうことで、とにかく元を絶つことを考えなければ、獲ることも非常に大事だと思いますけど、元を絶たなければどうにもならんと思います。

言われるように、シカもたぶん減っておるかと思いますけども、鉄砲を撃つのは山の中ばかりで撃ちます。全部里へ下りてきております。イノシシはそうでもありませんけど、イノシシの場合、例えば稲を作っている人は、電気柵を張っております。そうしたら、電気柵に怖気づいて来ません。そのイノシシが、電気柵を張っているから来られんというので山へ帰るならいいけど、必ず違う方へ行きます。下へ、下へ下りてきております。民家の庭先のなじりまで下りてきております。そんな状態からしますと、どっちにしても、元を絶つことを考えなければいかんと思います。と、私は思っておるんですが、どうでしょうか。

○議長 (濵中幸三君)

川本公義君。

○農林水産課長(川本公義君)

いろいろ調べていった中に、エサに避妊剤を入れるということがあったんですが、これはイノシシではなく、サルにやったということで報告がありました。野猿公園のニホンザルに、エサの中に避妊剤を入れたことがあるそうです。メスの成獣が避妊する効果がある量まで薬を与えることはできなかったそうなんですが、ニホンザルのメスの成獣の麻酔銃によりまして、捕獲して避妊手術をしたこともあるそうです。これについては、費用対効果に問題があったそうです。また、これらの野生鳥獣に行うことは、現在法律違反になるという見解を聞いております。以上です。

○議長(濵中幸三君) 木場隆司君。

○5番 (木場隆司君)

たぶん、そうだろうと思います、今現在は。しかしながら、変えるのは人間 であって、今決まっているからそのままでいってという時代ではないと思いま す。何でも変えるのは、人間の力だと思いますので、サルにそういうことをし た経緯もあるそうですけれども、それは、例えばイノシシとかそういうものに ついても研究をして、やればできるんではないかと私は思っております。土庄 町、小豆島を全国の発信地としてそういうような取り組み、一つは行政機関の 国・県にもはたらきかけたり、また、香川県にも獣医師会があります。獣医師 会の偉者は、玉木雄一郎さんのお父さんがしております。玉木一将がしており ます。それから、製薬会社等で研究して、とにかく今言うような繁殖抑制する ぐらいのことに薬を使うのであれば、イノシシを殺すから、シカを殺すからと いうような一般的な批判はないと思いますので、その取り組みをできれば発信 源として、県・国いろんな機関にはたらきかけて、そういうような気運を盛り 上げれば、なんとかそういうようなことも考えられるんではないかと、私は思 っております。ぜひとも、そういうことを実行していただきたいと思いますし、 また次の議会か、その次の議会には、また、この質問をしますので、取り組ん だ結果はどうであったかというのを、またお尋ねしたいと思います。これで、 私の質問を終わります。

休憩

○議長(濵中幸三君) 暫時休憩します。 再開は 5 分後を予定しております。なお、今回の休憩で、後は休憩しませんので、お知らせしておきます。

休 憩 午前 11 時 49 分 再 開 午前 11 時 55 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- ○議長(濵中幸三君) 再開いたします。
- ○議長(濵中幸三君)
 - 2番 岡本経治君。
- ○2番 (岡本経治君)
 - 2番、岡本です。質問させていただきます。

幼児、小・中学生の防災教育についてですが、近年、あらゆる地域で想定外の災害が頻発していますが、子どもたちが学び舎にいるときに災害(地震、土砂、高潮等)が起きたときを想定して、どのような避難訓練をしているのか。また、自助(自分の命を守る)として、どのような教育をしているのか、教育総務課長にお尋ねします。

- ○議長(濵中幸三君) 教育総務課長 佐伯浩二君。
- ○教育総務課長(佐伯浩二君) それでは、岡本議員のご質問にお答えいたします。

町内の各学校における災害対策については、土庄町立学校の管理運営に関する規則の中で、学校の警備及び防災の計画書を作成することを義務付けており、各保育所、幼稚園、小・中学校ともに地震、津波、風水害など個々に独自の学校防災計画を作成しています。また、防災訓練においては、地震発生時を想定した避難訓練の他に、地震の成り立ちや地震の際に気を付けることなどを日頃から授業で指導し、児童・生徒だけでなく教員も防災意識が高められるよう心がけております。

また、災害時に児童・生徒が自分の身を守るための行動については、避難訓練の前にもう一度児童・生徒に避難経路や避難行動を確認、指導をした上で訓練を実施しているところです。

いずれにせよ、子どもたちの生命を守るためには、日頃から防災意識の向上は大変重要な教育の一つと考えております。今後も引き続き指導内容を検討しながら継続していきたいと考えておりますので、ご理解の方よろしくお願いします。以上です。

○議長(濵中幸三君)

岡本経治君。

○2番(岡本経治君)

徹底して、子どもたちがいざというときに動けるような体制をとっていただ きたいと思います。

災害においては、特に小豆島においては、高潮について、以前教育長が言われていましたけど、全員が泳げるように教育していると思われるが、1人ももれなく泳げるようになったのか、この夏で。また、泳げるようになっても不安に思っている児童・生徒はいないのか。いるとしたら、不安をどのように取り除く教育をしているのか、教育長にお尋ねします。

○議長(濵中幸三君)

藤本教育長。

○教育長 (藤本義則君)

岡本議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほど、課長の方も答弁しましたように、防災また災害時にどう対応するかという教育は、これは非常に大事な形でございます。したがって、幼稚園、小学校、中学校、みなそれぞれ発達段階に応じながら、具体的な教育をしております。今、お話がありましたように、水泳の件ですけども、前にもお話ししましたけども、小豆、特に土庄町、海に囲まれ、池に水があるという状態でございます。子どもたちがいざというときに、わが身を守れるように、水泳の指導は、従来から力を入れて教育をしております。小学校においては、6年卒業するまでに、全ての子どもが少なくとも水に浮かべる、そして多少なりとも泳ぐこ

とができる、これは病気がある子ども以外は、全てたぶん水に浮かべる、自分 の命を守れる、こういう教育は進めております。以上でございます。

○議長(濵中幸三君)

岡本経治君。

○2番 (岡本経治君)

県外の方でも、泳げる方が溺れて亡くなったっていうのも、いっぱいニュースでも言ってると思いますけど、災害時に子どもたちの命を守るのに必要な頭巾とかヘルメット、ライフジャケット、むやみに物に触って怪我をしないように手袋など、何か空のペットボトル等の準備、町として努力すれば集めることは可能と思われるし、学び舎に常備しておけば、保護者も安心できるのではないかと思いますが、教育長、どう思われますか。

○議長(濵中幸三君)

藤本教育長。

○教育長 (藤本義則君)

岡本議員の再質問でございますが、先ほど申し上げたように、災害に対する教育は常々やっておるところでございますが、いつ何時起こるか分からないというのは、もう当然の話でございまして、子どもたちが教室でいる場合、また、運動場にいる場合、体育館にいる場合、あらゆる所で災害が発生するということでございます。そういう中で、避難の訓練もやっているところでございますが、現実的には今申し上げたように、一定の場所にいるとは限りませんので、今ある対応で、具体的に避難訓練等をやっております。したがって、避難訓練、地震の場合の災害対応もありますし、また火災対応の避難訓練もありますけど、手近にある帽子をすぐに被る、そしてポケットの中にあるハンカチで口を押さえるとか、そういう形で今、各学校等では具体的な対応を進めておるところでございます。以上でございます。

○議長(濵中幸三君)

岡本経治君。

○2番 (岡本経治君)

身近にあるものって、常に学校に常備しておけば、近年でしょうね、子どもたちが自転車で通学するときにヘルメット被ってます。常日頃、日常生活の中でもヘルメット被って、自転車に乗っている子をよく見かけます。学校等において、そのような教育をしているからこそ、学校から帰っても、そのような癖付けですかね。その学校に、例えばライフジャケットがあれば、釣りに行くときとか、川に遊びに行くときとか身に付けるように思います。

その予算等、前回も言われてましたけど、先ほども予算等のことも言われて ましたけど、例えば、旧校舎の備品、結構新しい物があるって聞き及んでいま す。その備品を転売して利益を充てるか、今後新たに予算を付ける等していけばいいと思うんですけれども、町長、その辺はどのように考えられますか。

○議長(濵中幸三君)

三枝町長。

○町長 (三枝邦彦君)

それでは、お答えさせていただきますが、当然小豆島町、また香川県全体もみながら、設置していくべきは設置しながら、今実際どこまで設備が整っているのかというのも、もう一度また精査して、当然基準を下回ることのないようにはしないといけないなと思ってますので、そのときには、当然予算を付けないと難しいかなと思います。

○議長(濵中幸三君)

岡本経治君。

○2番 (岡本経治君)

どこよりも早く手を打って、やっぱり土庄町がどこよりも早くその体制を整えたっていうことも大事だと思います。人は1人では無力でも、2人、3人と助け合えばすごい能力を発揮できる。まして、未来の宝である子どもたちが日常的に自分自身の命を守るためにどうすれば最善なのかということを、大人たちが協力して揃えるべき物は揃え、与えるべき物は与えていくっていう、このことを強く町長に求めて質問を終了させていただきます。以上です。

○議長(濵中幸三君)

7番 福本耕太君。

○7番(福本耕太君)

7番、日本共産党 福本耕太です。質問は大きく3点あります。

まず、1 つ目は幼保再編計画についての質問であります。愛の園保育所と土 庄・渕崎の両幼稚園を 1 か所に統合し、幼保連携型認定こども園として再スタートする町の幼保再編計画は、これまでの認可保育園や幼稚園に適用されてきた制度とは大きく変わる子ども・子育て支援制度、つまり新制度の適用を受けることになります。

新制度は、待機児童の解消や延長保育希望者の増加など、保育環境の変化に伴う対応策として、2015年4月に施行されましたが、当初の政府案からは、理念も中身も大きく変わる形で施行されました。はじめに、新制度の理念と中身が政府案からなぜ変わったのか、どのように変わったのかということについて述べたいと思います。当初、政府は、「保育への公的責任を大幅に縮減させる案」を示していました。具体的な内容は、質問の時間の関係上、割愛させていただきますが、新聞、インターネット等で公開されておりますので、町・町教委で、

ぜひ調べてみてください。

こうした政府案に対し、全国で保護者と保育者・教育者など、多くの国民が 批判の声を上げ、「公的責任の維持・拡充を求める運動」を起こしてきました。 その結果、当初政府が示していた公的責任の縮減の中身が、部分的に変更され、 改善される形で施行の日を迎えることとなりました。しかし、今なお、この新 制度は、社会保障削減を進める政府の下で、「公的責任の縮減」が狙われており、 予断を許せない現状にあることは変わりありません。そのため、この新制度を 適用した認定こども園を、土庄町が進めようとするのであれば、公的責任に対 する町の責任、理念が極めて大きな意味を持つことになります。

そこで、1つ目の質問ですが、この「公的責任」について、町は、どのような 認識を持っておられるか、お尋ねをいたします。新制度への移行にあたっては、 私は、現行の保育水準を維持し、拡充するという観点が極めて重要だと考えま すが、町の認識、理念をお聞かせ願いたいと思います。

○議長(濵中幸三君)

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長(佐伯浩二君)

失礼します。それでは、福本議員の質問にお答えいたします。

幼稚園・保育所の再編協議については、通常の再編部会の他、9月7日より保護者説明会を4回実施し、アンケート調査を行っているところです。保護者への説明の中では、認定こども園のメリット、デメリットを詳しく説明し、保育サービスの向上に向けて住民への公的責任を果たせるよう配慮しています。また、幼保の再編についての町の考え方や制度への理解については、説明会での説明の他、これは部会ごとに発刊しているんですが、幼保再編だよりで周知をし、ご理解をお願いしているところです。

いずれにせよ、アンケート調査を現在実施している途中でありますので、その結果を考慮しながら今後も協議を進めて、また引き続き保護者に情報提供を行いながら、研究・検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力の方よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長(濵中幸三君)

福本耕太君。

○7番(福本耕太君)

今、教育総務課長の方から公的責任の維持という言葉が出されました。非常に大切な問題だと思います。

次の質問ですけれども、保護者や関係者、住民が安心して協議に入る上では、 町と教育委員会の理念を、今お話ししました公的責任をしっかりと果たしてい くという理念を公式の文書で具現化していく必要があると考えますけども、い かがでしょうか。

○議長(濵中幸三君) 佐伯浩二君。

○教育総務課長(佐伯浩二君)

公式の文書といいますか、基本構想というようなものは一応教育委員会の中でつくっておりますが、その内容については、ほとんど全てのレベルで、毎回発行している幼保再編だより、その中で町の考え方、意向については、全て今まで発刊した中に載せているというようなことなので、町が言っていることが違うとか、そういう話にはおそらくならないと思います。以上です。

○議長(濵中幸三君)

福本耕太君。

○7番(福本耕太君)

今、町教育委員会の認識は分かりました。きちんと文書に残していくという 形で、分かりやすいようにしっかり、教育綱領みたいなのがありますよね。そ ういう形で、住民の方からどういう理念でやっていっているのかっていうのを 文書で出してほしいと言われたときに、出せるような形にしていただきたいと いうふうに思います。

次に、新制度に対する懸念について具体的に問いたいと思います。子ども・子育て新制度については、施設への公定価格の仮単価が示されて以降、保育所と幼稚園の機能を持つ認定こども園では、補助金が大幅削減になるケースがあることが 2014 年の秋頃の報道で明らかになりました。その際、施設が認定を返上する動きが各地で出ているという報道もありました。わが町で想定される認定こども園の場合、補助金はどのようになりますか。答弁を求めます。

○議長(濵中幸三君)

佐伯浩二君。

○教育総務課長(佐伯浩二君)

土庄町の場合は、仮単価が設定されている私立保育所ではなくて、公立の保育所の再編に当たるので、補助金の減少はないと考えております。また仮に補助金の減少が、別の場合を想定してあったとしても、保育水準が下がらないよう町としては努力をしていくつもりです。以上です。

○議長 (濵中幸三君)

福本耕太君。

○7番(福本耕太君)

明確なご答弁がありました。先ほども申し上げましたけども、この新制度は、 社会保障削減を進める政府の下で、「公的責任の縮減」が狙われており、現状予 断を許せない状況にあるということに変わりはないということを申し上げまし たけども、先にお答えになられましたけど、仮に将来、国の補助金が削減することがあっても、土庄町としては、独自の予算化を行うということ、保育水準を下げない、具体的には、保育料を上げない、それから保育の低下につながる職員の削減・賃金の引き下げや、労働環境を低下させないということを、ぜひ実施していただきたいと思います。これは、町長にお伺いしたいと思います。こういう認識の上に立っておられるか認識を問いたいと思います。

○議長(濵中幸三君)

三枝町長。

○町長(三枝邦彦君)

こども園については、今後幼稚園・保育園というか、小さい子どもを育てていく上では、こども園というのは必要不可欠かなと思っています。補助金については、先ほど説明があったとおりでございまして、補助金が仮に少なくなるようになっても、町としては単独で子どもの教育を十分充実したような形でとりたいと考えております。

○議長(濵中幸三君)

福本耕太君。

○7番(福本耕太君)

町長から、単独の予算ということをきちっと言われましたので、すばらしい答弁だと思います。ぜひ、その方向で進めていただきたいと思います。この質問について、最後の質問になりますけれども、町教委は教育民生常任委員会の中で「開園を急ぐ」ということを強調されました。これまで、小学校、病院、最終処分場と再編・新設を進める際、町は、同様の「急ぐ」という発言を繰り返していますが、どれをとっても実施後に「議論が不十分だった」という結果を残し、補正のために少なくない予算を計上しています。今度の再編は、対象が乳幼児であり、場合によっては命に係わる問題でもあります。事が起きてから、「想定外だった」ということは、絶対に許されません。間違っても、見切り発車に陥ることのないよう、また、建設優先で進めることのないよう、強く警告したいと思います。

その上で、次の 3 点を肝に銘じて、実践していただくよう強く求めるものであります。①新制度について、町・町教育委員会が深い見識を持つこと、②「公的保育を守る」、「公的責任の現状維持と拡充を図る」という立場に立ちきり、これを明確化すること、③保護者や保育・教育関係者、住民の声にしっかりと耳を傾け、住民とともに知恵を出し合い、丁寧に研究を重ねる姿勢を堅持すること。以上 3 点を強く求めて、1 つ目の質問を終わりたいと思います。

2つ目の質問は、子どもの貧困解決についてであります。具体的には、就学援助制度の新入学用品費の給付時期に対する質問でございます。現在、新入学用

品費の給付は、子どもが入学した後、7月から8月の頃に行われていますが、文字通り、新入学用品費は入学のための準備費用でございます。入学式までに保護者の手に届くよう、名実ともに、子どもの入学に間に合うように入学前の3月に前倒しして支給されるよう改善を求めるものであります。単刀直入にお尋ねをいたします。町に改善の考えはございますでしょうか。答弁を求めます。

○議長(濵中幸三君)

佐伯浩二君。

○教育総務課長(佐伯浩二君)

それでは、福本議員の2つ目のご質問にお答えいたします。

現在、就学援助制度の一環として、保護者の所得に応じて新入学学用品費の支給を行っております。支給の手順としましては、まず就学前の2月に入学説明会の中で就学援助制度を説明し、対象者については4月以降の学籍の確定、また学校側が保護者の住所を確認してから申請書を提出していただくような流れとなっております。その後は、教育委員会で審査の後、認定されれば、学校側から7月に1学期分の給食費等の援助費も含めて支給することとなっております。このように援助費を学校から保護者に支給している関係上、前の年度であります3月の学校在籍前の支給は難しいのではないかと考えております。

しかし、今後については、個々の保護者の事情を加味する上でも、現在より少しでも早い時期の支給が可能かと思われますので、学校側とも相談しながら対応を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長(濵中幸三君)

福本耕太君。

○7番(福本耕太君)

非常に前向きな答弁があったと思います。私もこれを推し進めていく上で、全国の事例を少し紹介したいと思うんですけれども、この 3 月から新潟市で前倒しが実施されています。福岡市ですとか、青森市では、すでに実施をされておりまして、福岡市教育委員会は、3 月に前倒しして支給をすることを決めた理由として、1 つに「学用品購入など子育て世帯の支出がかさむ時期に配慮した」ということを言われております。わが町の町教委もそのことを言われましたね、同じことを。もう 1 点は、これに配慮した上で「子どもの貧困対策が重要になる中で、できるだけ保護者の状況に配慮して、学校教育がスムーズに進むように図っていきたい」ということで説明をされております。

就学援助制度は、自治体によって仕組みがさまざまでございますが、一般的には生活保護基準に準ずる世帯を対象にしており、毎日の生活、日々の生活が苦しい世帯に対し、教育委員会が認定し、支給を行っている制度であります。 生活が苦しい世帯の実情に配慮するかどうかは、自治体・教育委員会としても 子どもの貧困に、真剣に心を寄せているかどうかをはかる試金石であると私は 考えております。

この福岡の説明のように、新入学用品費の時期を前倒しして、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。前向きに検討したいという言葉がありましたので、これ以上質問することはありませんので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

次、3点目ですけれども、必要としている全ての世帯に家族介護用品の支給をしてほしいということです。この質問は、3年前、平成25年3月の定例会でも同じ質問をしました。その際、福祉課長から「次期の介護保険事業計画で検討する」という答弁がありましたが、まだ、改善がされていないということで再び質問したいというふうに思っております。

わが町では、認知症の家族を介護している世帯に対し、紙おむつや尿取りパッド、使い捨て手袋等の介護用品購入費を補助する家族介護用品支給制度を実施していますが、要介護 4・5 と認定された要介護者を介護する世帯にしか支給されていません。小豆島町では、要介護 3 以下であっても家族介護用品を必要としている高齢者がいることにしっかり着目し、医師の判断があれば、高齢者世帯では利用できるように制度をしております。私はこういう制度が当たり前だというふうに思いますが、土庄町は今後どのようにしていこうと考えているのか、まず初めに認識をお尋ねしたいと思います。それから、平成 26 年度にどういう議論が行われたのかについて併せて答弁を求めたいと思います。

○議長(濵中幸三君)

福祉課長 中井俊博君。

○福祉課長(中井俊博君)

福本議員のご質問にお答えします。

まず、事業計画の際にどのような議論がなされたかということでございます。 ご質問の家族介護用品の支給につきましては、介護保険制度の地域支援事業の 中で実施をしており、第1号被保険者の負担割合が22%と、保険料決定の際の 要因にもなっております。

ご承知のとおり、27年度から3年間の介護保険料の月額の基準額は、600円増の5,300円に決定しておりますが、これは、居宅サービス、地域密着型サービスの利用者増を見込んだことが増額の主な要因でございます。

このような介護サービスの給付費の増が見込まれる中、さらに家族介護用品の支給要件を要介護 3 以下まで対象者を拡大すると、介護保険料にも影響してまいります。県内他市町の状況をみますと、本町と同程度なのは 7 市町で、対象者をさらに絞り込み、寝たきりや認知症の高齢者に限定しているのが 7 市町でございます。

介護サービス給付費の増による町財政への影響、第 1 号被保険者保険料への影響、また県内他市町の家族介護用品の実施状況を総合的に勘案した中、家族介護用品の支給対象者を現行どおりとするということで介護保険制度等運営協議会に諮り、協議会の委員の皆様からは、特に意見はいただいておりません。今後はどうするのかということでございます。先ほどの中でも言いましたが、繰り返しになるかも分かりませんけど、現時点での小豆島町を除く他市町の状況は、本町と同様に要介護 4・5 としているのが 7 市町、対象者をさらに絞り込んで、寝たきりや認知症の高齢者に限定しているのが 7 市町、要介護 3 以上かつ寝たきりとしているのが 1 市、未実施が 1 町ということでございますので、要件的には土庄町としては十分な対応をしていると考えておりますので、現行のとおりと考えております。以上でございます。

○議長 (濵中幸三君)

福本耕太君。

○7番(福本耕太君)

「十分な対応をしている」とおっしゃられましたけど、十分な対応をしているんであれば、住民からこういう要望が出てくるということはないと思うんです。やはり、今、小豆島町で実施されているのが、本来の介護保険の姿だと私は思いますし、土庄町もぜひ同じ小豆島として、福祉の島として実現していく必要があると思います。

町長に質問します。介護保険法の理念では、介護を必要とする世帯へ必要な介護給付を行うこととしています。しかし、わが町の家族介護用品支給事業は、支給が必要と医師が認める高齢者に対しても支給が行われていないのが実態です。当然、こうした高齢者も介護保険料を年金から納めている訳であります。「制度はあっても、保険料を納めても制度は使えない」、「保険料だけ取られて給付が受けられない」というのは異常な事態だというふうに思いませんか。町長の認識を問います。

○議長(濵中幸三君) 三枝町長。

○町長(三枝邦彦君)

それでは、お答えさせていただきますが、先ほどお話にあったとおり、介護保険料の全体的な高騰ということも視野に入れるのも一つあります。ただ、要介護4・5の方の支給というのは、7市町で今行っているという話でございますが、中身をみてもう一度精査する必要はあると思いますが、小豆島町の人口と土庄、それから65歳以上、そういったものも加味して、実際に要介護3以下の方であっても尿失禁の方に支給しているという話です。ただ、今の現時点でほとんど同数なんですね。だから、この辺り実際もう少し担当者同士でお話もし、

中身ももう一度みながらやるべきかなと思っております。数字的な部分を言いますと、そんな感じでございますので、それなりの対応はしているのかなと思っております。ただ、そうでないんであれば、もう一度両町協議の上、いろんなことで前向きには検討するべきかなとは思っております。以上です。

○議長(濵中幸三君)

福本耕太君。

○7番(福本耕太君)

私、町長の認識をお尋ねしたんですけど、介護保険料を納めているのにもかかわらず受けられないということについて、どういうふうに考えているかということを聞いたんですね。もう1回言いますけども、もう1回答えてほしいんですけど、わが町の制度は制度を必要とする高齢者の実態があるにもかかわらず、介護認定の等級で高齢者を線引きして、介護保険から締め出す仕組みになっていると。住民目線と介護保険法の理念に照らしてみれば、これは、まったく異常ではないかということを、私は、町長はどういうふうに、異常かどうかを認識として考えておられるかをお聞きしております。それで、お願いします。

○議長(濵中幸三君)

三枝町長。

○町長 (三枝邦彦君)

今の制度はいろいろ変わっておりますので、今の現行制度の下考えていく必要があるのかなとは思っております。

○議長(濵中幸三君)

福本耕太君。

○7番(福本耕太君)

質問はこういう状況が、正常か異常かということで聞いてるんです。町長が正常だと思っているんだったら、正常だと言っていただいたらいいんですけど、 異常か正常かということで聞いているんです。だから、それで答えていただき たいと思います。これでいいと思っているのかどうかということです。

○議長 (濵中幸三君)

三枝町長。

○町長 (三枝邦彦君)

異常か普通か、そうでないのか、僕はごく普通だと思っております。

- ○7番(福本耕太君)
 - 正常だと。
- ○町長 (三枝邦彦君)

正常ですね。

○議長(濵中幸三君)

福本耕太君。

○7番(福本耕太君)

正常だということを言われました。その前提として、先ほどお金のことを言われたと思うんですけど、介護保険料にも影響すると。極めてひどい答弁だなと私は思います。これは住民に対する脅しです。介護保険の仕組みを、給付を拡大すれば介護保険料を値上げしますという脅し、こういうことを行政がやるというのは、極めて遺憾だと言わざるを得ない。それから、町財政への影響ということを言われましたが、それは町の一方的な都合の話です。介護保険法というのは、いかにして高齢者に介護保険の支給を受けられるようにするかということを理念の前提としております。土庄町の財政がどうかということは、住民には関係ありません。それをもって正常だという町長の認識というのは、極めてお粗末。私が町長であるならば、まず正常とは言えないと思います。異常な体質だけども努力をすると、それが町長の仕事だという認識を示したいと思います。

お金のことを言われましたので、あえてここで、もうちょっとしっかりとした根拠を示したいと思います。総務課長に求めたいと思うんですけど、地方自治法第 1 編の総則に地方自治体はどうあるべきかということが明確に書かれております。これについて読み上げていただきたいと思います。

○議長(濵中幸三君)

鳥井基史君。

○総務課長(鳥井基史君)

それでは、覚えておりませんので、読み上げたいと思います。地方自治法の第1条の2に、このように書かれております。「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」。これでよろしいでしょうか。

○議長(濵中幸三君)

福本耕太君。

○7番(福本耕太君)

はっきり書いてあります。「福祉の増進を図ることを基本とし」と。土庄町では福祉の政策以外にもたくさんの政策をやっております。場合によっては、さまざまな補正を組んだりして、巨額の予算を入れております。こういう状況がありながら、「お金がない」というのは理由にならないのではないですか。

地方自治法は、地方自治体に対し、福祉の増進を図ることを軸にするよう明確に法律で定めています。このような異常な福祉切り捨ての予算配分をどうするのか、これは、町長が考えて捻出すべき事項だということを強く強調したいと思います。町長の給与が地方自治法で定められているのと同じであります。

繰り返し申し上げます。本件について、「お金がない」というのはまったく通用 する議論ではない。これについてどのように思われますか。答弁を求めます。

○議長(濵中幸三君)

三枝町長。

○町長 (三枝邦彦君)

「お金がない」は言った覚えがないんですけど、利用者の増が、他の人になるという話だけはしました。先ほどの異常かという話、だから、僕は全国 1,800 なんぼの自治体の中では普通かなという話をしただけであって、今後、小豆島は 2 つしか町がありませんから、当然先ほどから何回も言いますように、隣町の小豆島町と話をよくして、同じような形で、もしできていないのであれば、同じような形を取るべきかなという話をしただけであって、別にそれについてお金がないからと言った覚えは、僕はないと思います。

○議長(濵中幸三君)

福本耕太君。

○7番(福本耕太君)

「お金がないということは言っていない」と言われましたけど、中井福祉課長が説明のときに町財政への影響と言われました。これは、「お金がない」ということです。そこに出せるお金は今ないですよということになります、誰が聞いても。

次の質問に入りますけども、福祉課長に質問したいと思います。要介護 3 以下でも、必要としている世帯に介護給付を行った場合、必要になる予算額の試算をしてくださいということで申し上げておりますので、その試算額を出していただきたいと思います。

○議長(濵中幸三君)

中井俊博君。

○福祉課長(中井俊博君)

予算額がいくらかという前に、対象者がいくらかということをちょっと若干ご説明させていただきます。本年 4 月 1 日現在で、要介護 $1\sim3$ の認定者 593 名ございますが、このうち在宅での尿失禁者数は、推計により 145 名と推計されます。現行の要介護 $4\cdot 5$ の支給対象者が在宅で 50 名でございますので、先ほどの数字を足しますと、200 名近くになるという推定であります。事業費につきましては、現行約 170 万円程度でございますので、それから 200 名近くになりますと、630 万円近くまで跳ね上がるという状況でございます。以上でございます。

○議長(濵中幸三君)

福本耕太君。

○7番(福本耕太君)

今、630万円という具体的な数字が出てまいりました。この間、さまざまな補正を組んでおりますけども、630万円がないというのは、あまりにもさびしいと思います。こういう高齢者の声に応えるということが、今土庄町にとって求められていることだということを強調して、最後に再度町長に強く求めたいと思います。

住民が少なくない介護保険料を納めているのは、安心して給付を受けるためであり、介護保険法も安心して受けられる介護給付をうたっています。介護認定の等級で、介護を必要とする高齢者を締め出す、はじき出す、このような状態が続くことは、高齢者の介護を拡充していくという意味では、わが町ではふさわしいとは思いません。そうした立場に町長が立ちきり、この 630 万円の予算をしっかりと捻出していただき、改善を図っていただくよう強く求めて質問を終わりたいと思います。

○議長(濵中幸三君)

これにて、一般質問を終了いたします。

閉会

○議長(濵中幸三君)

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて平成28年9月土庄町議会定例会を閉会いたします。誠にお疲れ様でした。

閉会午後0時33分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長 (濵 中 幸 三)

同議員 (母 倉 正 人)

同議員 (福本耕太)